

農業支援サービス事業等推進事業費補助金【主な改正内容】

1 要綱本文

○第2条

現要綱では（国）スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策のうちスマート農業・農業支援サービス事業加速化総合対策事業（国令和7補正予算事業）にしか対応していなかったため、（国）スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート事業のうちスマート農業・農業支援サービス事業加速化総合対策事業（国令和8当初予算事業）に関連する内容を追記。

○第5条（8）

県税に滞納がないことを確認するために具体的な書類等の提出を求める文言を追記。

2 別表第1

- 別表第1の「事業要件」欄に（国）スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート事業のうちスマート農業・農業支援サービス事業加速化総合対策事業（当初予算事業）に関連する内容を追記。

3 様式

要綱本文の改正にあわせて、様式を修正。